

令和2年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、令和3年3月22日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出資料は、「令和2年度行政監査報告書」のとおり)

報告書の概要

1 監査のテーマ

キャラクター・マークを使った県施策の広報啓発について

2 テーマの選定理由

近年、各地方公共団体では、キャラクター等を使用した施策の広報や観光誘客などが積極的に行われ、本県においても、施策の普及啓発、情報発信、表彰・認定などで、様々なキャラクターやマークが使用されている。

キャラクターやマークを使用した広報啓発は、県政に関する情報を県民にわかりやすく伝えることや、農林水産物のブランド化の推進など経済効果を高めることなどに有効であり、キャラクターやマークが広く県民に認知され、関心を得ることによって、はじめて広報啓発の効果が期待できる。

そこで、キャラクターやマークが認知され、県の施策の実現に効果的に役立っているかを検証するとともに、県独自のキャラクターやマークについては、県の施策の広報啓発が効率的に行われているか、及び権利等の管理状況について監査し、今後の行政事務の改善に資することとした。

3 監査の対象機関

本庁及び出先機関（全機関）

4 監査の項目

- (1) キャラクター・マークの目的及び必要性について
- (2) キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について
- (3) 県独自のキャラクター・マークの経費について
- (4) 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

5 監査の結果及び意見

監査の結果、おおむね適正と認められたが、キャラクター・マークを使った効果的で効率的な県施策の広報啓発及び適切な権利保護の取組について留意が求められるものであることから、意見を述べた。

【要 旨】

(1) キャラクター・マークの目的及び必要性について

監査対象の209所属のうち122の所属は、キャラクター・マークを使用した広報啓発を行っていなかったが、使用予定がある6所属は、使用を検討されたい。

また、キャラクター・マークを使用した広報啓発を検討したことがない80所属についても、必要に応じて使用を検討されたい。

(2) キャラクター・マークを使用した広報啓発の認知度及びその効果について

ア ほとんどのキャラクター・マークで認知度が把握されていなかった。

少なくとも、導入費用がある34件及び不明36件のキャラクター・マークの所管所属は、認知度の把握に努める必要がある。キャラクター・マークのなかには、認定マークやシンボルマークもあるが、これらは県民に広く知られることで、マークの意義、事業の目的がかなうものと思われるため、認知度の把握に努められたい。

既に認知度を把握しているキャラクター・マーク8件・4所属では、適切な認知度の把握方法を検討されたい。

イ 広報啓発の効果測定について、実施しているキャラクター・マークは、10件にとどまっている。

イベント参加者数で測定している所属は、認知度の把握と合わせて、イベント参加者に県の施策と関連付けたアンケートを実施するなど、適切な効果測定の方法を検討されたい。

効果測定を実施していないキャラクター・マークについては、少なくとも、経済的な効果を期待するもの、県の施策の周知が目的であるものは、適切な方法で評価を行い、より効果的な広報啓発に努められたい。

(3) 県独自のキャラクター・マークの経費について

ア 積極的に広報を行っているものがある一方、ホームページへの掲載をしていないもの、なおかつ広報の回数が5回以下と少ないもの6件が見受けられた。

ホームページへの掲載をはじめ積極的な活用方法を検討されたい。

特に、県がブランド化を進めている農産物の品目2件は、県においてロゴマークの活用に努められたい。

イ キャラクター・マークの広報費について、多くは県のホームページへの掲載など直接経費が掛からない方法で広報啓発が実施されていたが、ホームページやSNS以外活用がなく、また他所属でも活用が見受けられないキャラクター・マークがあった。

少なくとも、県が作成し、不明も含め導入費用が掛かっている6件は、活用方法を検討されたい。

広報費があるものについては、概ね適正な広報費用であった。

各所属で広報啓発を行う場合は、媒体、広報頻度を検討し、引き続き効率的で効果的な広報啓発に努められたい。

(4) 県独自のキャラクター・マークの権利及び契約状況について

県独自のキャラクター・マークの権利保護の取組状況では、無断使用を禁止する旨の周知や、使用許諾申請をさせるなど適切に権利保護が行われ、不適當なものはなかった。そのなかで、キャラクター・マークを商標登録し、他者が同一又は類似のマークを無断で使用できないよう

権利の保護を行っているものがあつた。

商標登録は費用を要するため、特に経済効果が期待できるキャラクター・マークは、目的及び必要性、使用範囲などを勘案し、しっかりと権利の保護に努められたい。また、可能であれば使用料の徴収についても考えられたい。

キャラクター・マークを所管する所属職員を対象に、「知的財産権に関する研修」の機会を付与することなども検討されたい。